

共産党要望項目一覧

平成28年度9月補正分

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|--|
| <p>【憲法・平和・自衛隊問題】 (1) 憲法改定</p> | |
| <p>①安倍政権は、憲法改定について参議院選挙中には触れずに、投票日翌日になって、「いかにわが党の案をベースにしながら3分の2を構築していくか。これがまさに政治の技術」と、「自民党改憲草案」をベースに議論を進めるとの立場を表明したことは重大な問題である。「自民党改憲案」は、憲法9条2項を削除して「国防軍創設」を明記し、あらゆる権限を総理に集中する「緊急事態条項の創設」、国民の基本的人権の不可侵条項削除など、平和とくらしに甚大な悪影響をもたらすものであり、明確に反対の意思を示すこと。</p> | <p>憲法改正、国防といった事項は、国政の最たる課題であり、基本的人権など慎重な議論が幅広い国民の参画の下になされるべき。 憲法改正そのものが、国会の発議に基づき国民が国民投票で決するものである以上、改正発議権のある国会の場で十分な議論を望む。</p> |
| <p>②参議院選挙区の合区は、一部の都道府県にだけ、議員を選出できなくするという、不平等を更に拡大するものであり、解消は必要である。しかしそれは、憲法改定によるのではなく、民意を反映する選挙制度の実現によって図られるべきである。現状の参議院の選挙区制度は、地域によっては1名しか当選できず、地域・都道府県代表といっても、必ずしも多様な民意を反映するものとはなっていない。比例代表を中心とした多様な民意が反映される制度への改善を求めること。</p> | <p>全国知事会議（7月29日：福岡市）において、「合区」について早期解消を求めるとともに、憲法改正についても同時に議論すべきとする、参議院選挙における合区の解消に関する決議が行われた。 今後も様々な機会を通じて、国に対して「合区」の早期解消を働きかけていく。 選挙区選挙及び比例代表選挙の定数配分については、民意が適切に反映される選挙制度となるように国において議論されるべき事項である。</p> |
| <p>(2) 安保法制</p> | |
| <p>安保法制の実施によって、11月から南スーダンに派遣される自衛隊に、「駆けつけ警護」の任務が付与され、戦後71年一度もなかった、「殺し、殺される」事態が現実になろうとしている。憲法に違反する安保法制の実施に反対すること。</p> | <p>防衛に関することは国の専権事項であり、国において十分な議論を行い、国民の理解を得て進めたい。</p> |
| <p>(3) 核兵器廃絶</p> | |
| <p>被爆71周年となる今年、国連作業部会が、国連総会に対し、2017年には核兵器禁止条約の交渉の開始を求めた勧告が賛成多数で採択され、核兵器廃絶にむけての国際的な枠組みづくりに向けての大きな動きが始まった。とこ</p> | <p>条約の締結など外交については国の専権事項であり、国において十分な議論を行い、国民の理解を得て進めたい。</p> |

| 要望項目 | 左 に 対 す る 対 応 方 針 等 |
|--|--|
| <p>ろが唯一の被爆国である日本政府が、同勧告に棄権し、核廃絶に背く態度をとっている。また安倍総理は、アメリカのオバマ大統領が提起した「核の先制不使用」にも反対の態度をとっている。被爆自治体である広島県を包含する中国地方の県として、また県内全自治体が非核自治体宣言を行っている県として、核兵器禁止条約推進の立場を明確にし、政府に核兵器禁止条約推進の立場を求めること。</p> | |
| <p>(4) 沖縄基地問題</p> <p>国が沖縄で、県知事や住民の声を無視して、辺野古への新基地建設や、高江へのヘリパッド建設を強行していることは、沖縄だけの問題にとどめることはできない、民主主義、地方自治に対する「挑戦」である。国による強権的な基地建設はやめるよう国に求めること。</p> | <p>沖縄の基地問題は、防衛・外交に関わる国本来の課題であるが、国民的議論を行い、政府と沖縄県で十分協議を尽くした上で検討すべきであると考えます。</p> |
| <p>(5) 自衛隊募集問題</p> <p>自衛隊募集の事務が地方自治体に委託されているが、自治体が自衛隊に18歳の住民名簿を提供し、更にその情報にもとづいて自衛隊が勧誘のため自宅訪問したり、自治体職員の自衛隊駐屯地での体験研修（例：27年度鳥取市職員研修：中部方面混成団第4陸曹教育隊・日米共同方面隊指揮所演習）、新たに委託費で新規懸垂幕作成が可能となるなど、行き過ぎた実態がある。これらの募集業務は本来、国においてなされるべきである。かつ安保法制の成立によって自衛隊が憲法違反の戦闘行為に巻き込まれる可能性がある。自治体や住民に対し、自衛隊募集活動をこれ以上強化しないよう求めること。</p> | <p>自衛官の募集事務については、自衛隊法等に基づき、法定受託事務として県、市町村が適正に行っている。</p> |
| <p>【経済対策・観光】</p> <p>(1) 景気対策</p> | |
| <p>①参議院選挙後に政府が28兆円もの景気対策を提案せざるをえなくなったのは、アベノミクスの失敗を示すものである。同時に中身が、リニア新幹線、大型クルーズ船のための港の建設など、借金だのみの大型公共事業のバラマキという、すでに破綻が証明された対策が中心となっている。大型公共事業のバラマキの中止、暮らしを応援する景気対策とするよう求めること。</p> | <p>国の経済対策には、公共事業をはじめ、子育て・介護の環境整備や若者への支援、農林水産業の競争力強化、中小企業の支援など地方の喫緊の課題に対応する施策について幅広く盛り込まれており、県としてはこれらを積極的に活用しつつ、経済効果を県内に広く波及させるよう、様々な施策を展開していくことが必要だと考えており、公共事業の中止等を求めることは考えていない。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|---|
| <p>②消費税増税は、経済を支える国民の消費に悪影響をあたえ、景気回復につながらないことは明らかである。消費税10%増税は延期だけでなく、きっぱり中止するよう求めること。</p> | <p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない課題であることから、消費税引上げの中止を求めることは考えていない。</p> |
| <p>(2) 県政の外需依存志向からの脱却を</p> | |
| <p>①知事の任期中の海外出張の回数は、全国2番目(32回)と、多くなっている。また米子ソウル便に加えて、新たに約8000万円の税金投入をして米子香港定期便が就航することになったが、関係団体からも継続運行への不安の声も出ている。こうした外需依存路線を転換すること。</p> | <p>米子ソウル便に加え、米子香港定期便が就航することで、本県が目指す「国際リゾート鳥取」づくりに弾みが付き、インバウンド誘客はもちろんのこと、アジアを代表するハブ空港である香港国際空港を起点に、本県の観光や食文化等の魅力をアジア全体に直接発信できる大きなチャンスになる。ついでに、米子香港定期便が、今後、安定的かつ継続的な運航となるよう、地元官民が一体となり、香港との交流活動の推進を始めとした航空便の利用促進に努める。</p> |
| <p>②ポケモンGOで、鳥取砂丘に「ポケスポット」があるとして、「ポケモン大作戦会議」まで行って観光誘致をするのは行き過ぎである。スマートフォン利用は使い方によっては危険が伴うこともあり、教育現場では利用について注意喚起している中で、県行政が利用を促進するメッセージを発信することは、子どもたちからはダブルスタンダードにうつっている。こうした商業主義に依存した対応はやめること。</p> | <p>子どもの健全な成長への配慮は当然のことであり、県としても7月22日に知事、教育長連名で注意喚起の文書を出すとともに、インターネットサイトでも利用に当たっての注意事項等を併せて掲載するなど、配慮を行っている。今回の「鳥取砂丘スナホ・ゲーム解放区宣言」は、むしろ鳥取砂丘などの安全な場所で節度を持ってポケモンGOを楽しんでいただきたいとの趣旨によるものであり、商業主義依存には当たらないものと考えます。</p> |
| <p>(3) TPP</p> | |
| <p>臨時国会で審議される予定であるが、情報公開も不十分なままであり、経済への影響も不透明であり、条約批准しないよう求めること。</p> | <p>TPP協定を批准すべきか否かは国益全体を考えながら国会で慎重に議論すべきものであり、TPP協定批准案の撤回を国に求めていくことは考えていない。県としては、引き続き国内農林水産業の再生産を可能にする対策を講じるよう国に求めていく。</p> |
| <p>【社会保障】 (1) 地域医療ビジョン</p> | |
| <p>①国が示した「必要病床数」は、現状7400床を2025年には5900床へと2割以上も削減し、県民に痛みを押し付けるものである。数値もレセプトデータに基づく機械的なものであり、あくまで参考値として扱うという県の立場を堅持し、各医療機関に数値目標として押し付けないこと。</p> | <p>地域医療構想の必要病床数については、現在の医療法等に基づく国のルールによって算定された数値を参考値として扱い、地域医療構想に掲載するよう考えている。高齢化がいち早く進んでいる本県の近未来において、必要な医療提供体制が確保されることが重要であり、国の示す参考値を使って、一方的に医療資源を削減することは考えていない。</p> |
| <p>②「県内いずれの構想区域でも、医療の自己完結率は高い」との現状評価が与えられているが、高度急性期病床を中心に診療報酬が削減され、入院患者の対象縮小や入院日数の</p> | <p>地域医療構想を実現していくための手段として、「鳥取県地域医療介護総合確保基金」を活用して「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に基づく事業を実施し、効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでおり、引き続き、関係団体等からの要望</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|---|
| <p>短縮によって、入院患者を追い出さざるを得ない現状が生まれている。加えて介護保険制度改定による介護保険外しで、地域・在宅中心のケアが促進されているが、受け皿として「地域包括ケア構想」は、社会資源の確保が不十分である。結局、地域医療ビジョンは、公的な医療費や介護費用の抑制策となっている。医療難民・介護難民を生まないためにも、国のこれ以上の診療報酬削減や「介護保険外し」には反対し、地域の医療・介護の社会資源を充実させる計画を組み、県としても必要な財政出動を行うこと。</p> | <p>左の把握を丁寧に行うとともに、計画の着実な推進に向けた事業に取り組むよう考えている。</p> <p>【9月補正】鳥取県地域医療介護総合確保基金事業 1,066,851千円</p> |
| <p>(2) 社会保障の連続改悪 安倍政権は参議院選挙の時には触れずに、選挙後に社会保障の連続改悪を打ち出しているが、暮らしを破壊するものであり、これ以上の改悪を行わないよう求めること。</p> | |
| <p>①後期高齢者医療制度の「特例軽減」を廃止しないよう求めること。医療費自己負担の1割から2割への引き上げに反対すること。</p> | <p>後期高齢者医療保険料については、制度の施行時から激変緩和の措置として、保険料軽減の特例措置を継続しているところであるが、このたびの医療保険制度改革の中で、保険料軽減の特例措置を平成29年度から段階的に縮小していくこととされている。</p> <p>これは、負担の公平性を図る観点から国保の軽減措置との整合性を踏まえるとともに、持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう行われるものである。</p> <p>なお、特例措置は段階的廃止となるが、政令本則に基づく所得に応じた保険料の軽減措置は行われるとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとされているところである。</p> <p>県としては、このたびの医療保険制度改革のもと、将来にわたり後期高齢者医療が持続可能な制度となる必要があると認識しており、国に中止を求めることは考えていない。</p> <p>また、窓口負担の1割から2割への引き上げについても、国において受益と負担の観点から決定されるもので、県として国に中止を求めることは考えていない。</p> |
| <p>②70歳以上の医療費自己負担上限の引き上げや、「かかりつけ医」以外の受診に対する定額負担導入を中止すること。</p> | <p>70歳から74歳の患者負担は法定2割とされているところ、高齢者医療制度の円滑な導入のため特例でこれまで1割とされていたものであり、これを段階的に本来の負担とすることとしていることから、中止を求めることは考えていない。</p> <p>また、かかりつけ医以外を受診する際の「定額負担」については、平成28年末までに制度の実施も含め検討がなされる予定であり、県としては国の動向について注視していきたい。</p> |
| <p>③介護保険</p> | |
| <p>介護保険利用料の1割から2割への引き上げに反対すること。</p> | <p>介護保険制度の見直しについては、現在、国において検討が進められているところであり、その動向を注視しているところである。</p> <p>なお、介護を要する高齢者が増加し、今後、介護費用の増大が見込まれる中で、介護保険制度を持</p> |

| 要望項目 | 左 対 する 対 応 方 針 等 |
|---|---|
| | <p>続するためには、一定以上の所得のある方から、利用料を負担いただくこともやむを得ないと考えている。</p> |
| <p>40歳から64歳の介護保険料への総報酬割り導入で、大企業や公務員の負担増によって国庫負担をゼロとすることが狙われているが、公的責任の放棄であり、反対すること。</p> | <p>介護保険制度は、国の制度として、第1号被保険者、第2号被保険者（40歳から64歳）、公費負担（国1/2、県1/4、市町村1/4）それぞれの負担割合を法令に定め、それぞれの立場の助け合いによる保険料方式により運営されているものであり、第2号被保険者の保険料は給与比例により毎月の給与や賞与から徴収されている。</p> <p>介護保険制度の見直しについては、現在、国において検討が進められているところであり、その動向を注視しているところである。</p> <p>なお、介護を要する高齢者が増加し、今後介護費用の増大が見込まれる中で、介護保険制度を持続するためには、幅広く相応の保険料を負担いただくこともやむを得ないと考えている。</p> |
| <p>自己負担上限の引き上げや、介護施設の補足給付の更なる対象縮小に反対すること。</p> | <p>介護保険制度の見直しについては、現在、国において検討が進められているところであり、その動向を注視しているところである。</p> <p>なお、介護を要する高齢者が増加し、今後、介護費用の増大が見込まれる中で、介護保険制度を持続するためには、一定以上の所得のある方については、相応の負担いただくこともやむを得ないと考えている。</p> |
| <p>要支援1・2の保険はずし、特別養護老人ホーム入所の要介護3以上への限定、介護施設入所での食事・居住費の「補足給付」の対象縮小、ボランティアを含む市町村総合支援事業への移行などによって、介護難民の増大が懸念される。県として実態調査をすること。</p> | <p>要支援者への介護予防訪問・通所介護サービスが、介護予防・日常生活支援総合事業に移行した後、ボランティアを含む多様な主体によるサービスを受けることが可能となるが、専門サービスが必要な方は、引き続き専門サービスを受けることもできる。</p> <p>特別養護老人ホームの入所要件は原則要介護3以上であるが、要介護1、2の高齢者に関しても、在宅生活が困難な事由がある場合には、特例入所が可能である。</p> <p>介護施設での食事・居住費の「補足給付」については、低所得の方を援助するための制度であり、公平性の観点から資産のある方や一定以上の年金を受ける方について、相応の負担を求めるものである。</p> <p>上記のように、実施された制度改正により、必ずしも十分なサービスが受けられなくなるとは言えないことから、県として実態調査を行うことは考えていない。</p> |
| <p>要介護1・2の訪問介護と通所介護の介護保険外し、福祉用具貸与の自己負担などが計画されているが、反対すること。</p> | <p>介護保険制度の見直しについては、現在、国において検討が進められているところであり、その動向を注視しているところである。</p> <p>なお、介護を要する高齢者が増加していく中で、介護保険制度を持続するためには、適切なサービスの在り方や負担の見直しを行うことも必要と考えている。</p> |
| <p>一般病床への居住費自己負担導入は反対すること。</p> | <p>在宅療養との公平性を確保する観点から、療養病床の一部で導入されている居住費（光熱水費相当）の自己負担について検討すると閣議決定されている。</p> <p>一般病床も含め、入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しについて、平成28年末までに検討がなされる予定であり、県としては国の動向を注視していきたい。</p> |
| <p>介護職員の処遇改善は十分ではない。国が責任をもって</p> | <p>介護職員の処遇改善は、介護報酬などに関連して、国による対応が基本であることから、介護職員</p> |

| 要望項目 | 左 対 する 対 応 方 針 等 |
|---|--|
| <p>処遇改善を行うことを求め、同時に県独自の支援制度を作ること。</p> | <p>のキャリアアップの仕組みの構築にあわせ処遇改善に取り組むよう本年7月に国要望している。 なお、県としては平成27年度に拡充された加算の未取得事業所を対象に研修を実施し、加算の取得を支援することで処遇改善に向けた取組を推進しており、現時点において県独自の支援制度の創設は考えていない。</p> |
| <p>(3) 国民健康保険制度</p> | |
| <p>①鳥取県国民健康保険運営方針の記述内容</p> | |
| <p>「医療に要する費用及び財政の見通し」では、単に状況分析を書くだけではなく、市町村国保を支えてきた「一般会計繰り入れ」は、今後も可能であることを記載すること。</p> | <p>赤字補填を目的とした一般会計からの国保特会への法定外繰入れについては、平成30年度からの都道府県化に伴い、解消・削減が図られるよう国費3,400億円を支援拡充されるとともに、財政安定化基金の活用等が予定されているところである。 国保運営方針の策定に当たって、市町村の赤字解消・削減への取組については、今後、県と市町村の国保連携会議で協議し、方向性を決定していくこととしている。</p> |
| <p>「市町村の標準保険料の算定方法」では、保険料の応能割の比率を高め、均等割は子どもなど収入のない者は人数カウントの対象外とすること。現状より保険料が引き上がることがないようにすること。保険料の最終判断は市町村とし、標準保険料を押し付けないこと。統一保険料とはしないこと。</p> | <p>市町村標準保険料率の算定に当たっての応能・応益割の比率等については、今後、国保連携会議等で決定していくこととしている。 なお、保険料は、これまでどおり市町村が最終決定するものであり、県が示す市町村ごとの標準保険料率はあくまで市町村が最終決定するに当たっての参考値である。</p> |
| <p>「市町村の保険料の徴収の適正な実施」では、不適切・法令違反の徴収事務が発生していないか点検調査、指導すること。資格証明書の発行はやめ、短期保険証の留め置きがないようにすること。住民の実態から遠い対応となる滞納整理事務の共同実施はしないこと。</p> | <p>国民健康保険制度は、被保険者から納付される保険料(税)等で運営されており、制度の安定的な運営を行うためには、法令に基づく適正な賦課徴収が必要であり、市町村においてもこれらの意識の下、適正に行っているものと認識している。 なお、現在でも県においては、市町村の国保料(税)の徴収を担当する職員を対象に毎年研修会を実施しており、適法な徴収事務の推進に努めている。 被保険者資格証明書の交付については、国民健康保険制度を維持していくため、被保険者に保険料を納付してもらうための仕組みとして法定されているものであり、市町村は、被保険者資格証明書の交付に当たっては、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努めているところである。 県では、引き続き市町村に対し適切に運用するよう助言していく。 また、短期被保険者証の交付については、世帯主と直接面会できる収納の貴重な機会と捉えているが、一方で、世帯主が窓口へ納付相談に来ないことにより、短期被保険者証を窓口へ長期間留保することは望ましくないため、被保険者の手元に届くよう電話連絡、家庭訪問を行うなど、適切な取り組みを行うよう市町村に助言していく。 滞納整理事務の共同実施については、既に一部の市町村で取り組まれているところである。県としては、保険料(税)の徴収事務については市町村の判断で行うべきものとする。</p> |
| <p>②県・市町村連携会議、運営協議会を公開し、住民参加を保障すること。</p> | <p>県と市町村の国保連携会議は、国保運営方針(案)の策定等を内部で検討するための会議と位置付けており、公開することは考えていない。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|--|
| | <p>なお、国保運営方針の決定は、県が今後設置する国保運営協議会で行うこととしており、その委員は被保険者代表もメンバーとするため、公募により選任する予定としている。</p> |
| <p>③保険料軽減のため、国に抜本的な財政出動を求め、県独自の財政支援も行うこと。</p> | <p>将来に向けた国保制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど、国が責任を持って安定的な財政基盤の確立を図ることが必要であり、従来からあらゆる機会を捉えて国に要望しており、今年度も7月26日に要望を行ったところである。また、国保制度改革の一環で平成27年度から低所得者対策の強化のため、1700億円追加の支援が行われている。</p> <p>なお、県はこの国保制度改革においても、法に基づく応分の負担をする役割を担っており、独自に財政支援を行うことは考えていない。</p> |
| <p>④子どもや障害者などの特別医療費助成への調整交付金へのペナルティーをやめるよう強く国に求めること。国がペナルティーを止めない場合、県がペナルティーに対し応分の負担をすること。</p> | <p>特別医療費の助成による国保の国庫負担金等の減額措置を廃止することについて、あらゆる機会を捉えて国に要望しており、今年度も7月26日に要望を行ったところである。また、小児医療費助成については、「ニッポン一億総活躍プラン」に平成28年末までに国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し結論を得ると盛り込まれたところであり、今後、この動向を注視していくこととしている。</p> <p>なお、減額分の財政支援については、市町村が保険者として責任を持って国保事業を運営し、県は法に基づく応分の負担をする役割分担を担っており、法定外の新たな財政支援は考えていない。</p> |
| <p>(4) 保育</p> | |
| <p>①鳥取県が報告した「鳥取県内の保育士等の処遇の状況について」でも、平均勤続年数が11.4年と短く、全産業平均より年間給与でも63.7万円少なくなっている。しかし、国の保育士処遇改善策は、月6000円程度、経験年数でも4万円と、抜本改善にはつながらない。抜本的な処遇改善を国に求め、県独自の賃金加算制度を創設すること。</p> | <p>国においては、保育士の処遇改善について「ニッポン1億総活躍プラン」や「未来への投資を実現する経済対策」において、2%相当の処遇改善や保育士として技能・経験を積んだ職員に対する4万円相当の処遇改善に加えて、必要に応じて更なる処遇改善を行うこととされている。本県としても、財源も含めてそれらの処遇改善が着実に実施されるよう7月26日に加藤大臣に直接要望したところであり、今後とも機会を捉えて要望していく予定である。</p> <p>なお、県としては、従来から、保育の質の向上を図る観点から、市町村と協力して1歳児加配や障がい児加配実施とこれらを通じて保育の質の向上と併せて処遇改善を行っているところであり、現時点において県独自の賃金加算を考えていない。</p> |
| <p>②自治体の保育士の約半分は非正規である。正規保育士の採用を促し、県の支援策を講じること。</p> | <p>公立保育所における保育士の任用については、雇用主である市町村の判断によるものであるため、採用計画に対する直接的な指導を行うことはできないが、県として地方公務員法における臨時・非常勤職員の位置付けを踏まえ、職務の形態に応じて、適切な任用形態をとるよう引き続き助言していく。</p> <p>なお、本県においては正規雇用の配置を促すため、単県制度の「1歳児加配」の補助において正規雇用で対応する場合は、単価の上乗せを行っているところであり、これは公立保育所も対象としている。</p> |
| <p>③「保育のあり方研究会」について 公的保育を否定になるような結論にしないこと。家庭への子育て支援は、保育所に行くべき子どもを家でみた場合</p> | <p>家庭内保育に対する県の行政支援については、その是非も含めて「とっとり型の保育のあり方研究会」で議論しているところであり、委員・関係者及び県民からの様々な意見を踏まえた上で、最終的な県の方針を示すこととしている。なお、現在までに公的保育を否定するような意見は、研究会にお</p> |

| 要望項目 | 左 対 する 対 応 方 針 等 |
|--|--|
| に支援するなどというような、保育所にお金をかけたくないという自治体の都合をおしつけるようなやり方はしないこと。 | いて出ていないものと認識している。 |
| (5) 相模原市の障害者施設での殺傷事件を受けての対応 | |
| 障害者施設での危機管理マニュアルを策定しようとしているが、事件の本質は、障害者に対する間違った「優生思想」、「人権思想」にあり、それに見合った対応が必要である。障害者であれ健常者であれ、人として尊ばれるという理解を広める必要がある。誰もが安心して生きていくことが保障されるよう、社会資源の再点検をおこない、障害者が排除されない社会をつくること。 | 現時点で、容疑者の動機や事件の背景等が明らかにされておらず、事件の本質はわかりかねるところではあるが、御指摘のとおり、障がいの有無に関わらず、人は人として尊重されるべきである。 ノーマライゼーションの思想のもとに本県では「あいサポート運動」をはじめとし、「障がいを知り共に生きる」ことを目標に様々な取り組みを行ってきた。その方向に今後も変わりはなく、引き続き推進していきたい。 |
| (6) ちかみ園での「虐待事案」とされている」問題への対応について | |
| この事案の一番の原因は、体制不足にある。県立施設として、県が責任をもって体制強化を図る必要がある。また、「強度行動障害者」への県の支援体制は、新規入所で、3年間に限定されているが、限定の枠をはずし、障がいの実態にあった厚い体制とすること。 | 指定管理施設であり、自立支援給付費で運営費を賄う施設であるため、一義的には社会福祉法人鳥取県厚生事業団の責任において、必要性を検討し、体制強化を行うべきものと認識している。 事業団は体制不足も原因のひとつであったという分析を行っており、新たな勤務体制の導入や職員の増員など体制強化を行っている。 なお、強度行動障がい者入居支援事業の見直しについては、決算審査特別委員会の文書指摘を受け、検討中である。 |
| (7) 生活保護行政について | |
| ①夏季加算を創設するよう国に求めること。県の夏季手当を維持し、更に拡充して世帯当たりではなく一人当たり5000円を支給すること。エアコン設置を希望する世帯に対して、貸付金でなく給付金で対応すること。 | 夏季加算の創設については、従来から国に要望しており、今年度も要望したところである。 夏季手当については現状維持に努力しているところであり、増額については考えていない。 生活保護制度では、生活用品・家具・家電などの生活必需品の購入は、経常的な生活費の範囲内で計画的に購入することを原則としており、やむを得ない場合、緊急的に購入する必要がある場合は貸付金で対応されたい。 |
| ②「貧困の連鎖」を断ち切り、教育の機会均等を保障するためにも、高専専攻科・短大・大学等の在学学生も世帯の一員のままで受給できるよう国に求めること。県として学習支援をしているが、進学できてもその生活費の負担が大変であり、県独自に生活費支援をすること。 | 高等学校や高等専門学校については就学しながら保護を受けることが可能であるが、高等専門学校の専攻科を修了すると、大学卒業と同等な資格が与えられることから、現在のところ生活保護を受けながら就学することは認められていない。 高等教育機関の範囲は国民的な議論が必要であり現在のところ国に対し要望することは考えていない。 また、生活費については、県独自で支援することは考えていない。 |
| ③ケースワーカー配置の目安を、80世帯/人から60世帯/人とし、人員が増やせるよう国に求めること。また配置人員が不足している自治体に対し県が財政支援するこ | 標準数を満たしていない自治体については、生活保護法施行事務監査の際に、実施体制の充実について指摘・指導を行っている。 ケースワーカーの人件費に係る地方財政措置については、平成21年以降、例外的に増員が図られ |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|---|
| と。 | <p>ているが、ケースワーカーの配置については、きめ細かい生活支援・就労支援が実施できるよう、現場の人員配置基準の見直しも含め検討を行うよう、今年度においても国に要望したところである。ケースワーカーの配置は国が責任をもって行うものであり、県が配置のための独自の支援をすることは考えていない。</p> |
| ④年に一度の資産申告提出を止めるよう求めること。 | <p>制度上資産活用が保護受給の要件であることから、当該預貯金等が保護開始前から保有していたものではないこと、収入未申告等不正な手段によって蓄えられたものではないことを確認することが必要との考えによるものであるが、預貯金等の資産が保護費のやりくりによって生じたものであっても、その使用目的が生活保護の趣旨に反しないと認められる場合においては、保有を容認している。しかし、資産活用が保護受給の要件である以上、場合によっては、最低生活の維持のために活用すべき資産と見なさざるを得ない場合も出てくるが、その際は、その旨を生活保護受給者に説明した上で、適正に保護の実施を行うよう各実施機関に周知しており、国に資産申告書の停止を求める要望をすることは考えていない。</p> |
| ⑤各事務所で発行している「保護のしおり」の実情を把握し、適切な指導をすること。 | <p>「生活保護のしおり」について、施行事務監査の際に内容の確認をするなど、必要に応じて指導を行うとともに、しおりの窓口設置等について確認し、希望者に配布できるよう対応を各福祉事務所に依頼している。</p> |
| ⑥住宅扶助費の引下げに対し、各福祉事務所での動向報告を求めること。住宅からの追い出しはしないよう求めること。 | <p>経過措置後の対応については、生活保護受給者に説明した上で、適正に保護の実施を行うよう各実施機関に周知しており、各福祉事務所でも適切に対応していると考えている。</p> <p>今後、実態について各福祉事務所の動向を聞いてみたい。</p> |
| ⑦新たに生活保護受給となった世帯に対して、以前、米子市であったような、受給以前の公的債務の支払い督促をやるよう県下の機関を指導し、「しおり」に記載するなどして、徹底すること。 | <p>関係機関から相談があった場合は、原則として、保護開始前の債務を保護受給中に弁済することは認められていないことを伝えており、被保護者から相談があった場合は、返済の猶予や免除等の方法について相談するよう助言している。</p> <p>債務の整理については、個々の状況により異なるため、一律で指導することは困難である。</p> |
| ⑧査察指導員をはじめ、生活保護に関する職員の教育を適切に実施すること。 | <p>県としても、町村査察指導機能の充実の必要性は認識しているところであり、本庁主催での研修会の実施や、各種全国研修についても、希望者が全て参加できるよう人数の枠増員を要求している。</p> <p>また、各圏域において連絡会等が定例的に開催されている。</p> |
| ⑨指導員会議や生活保護行政に関する職員教育の内容を公表すること。 | <p>査察指導員会議は年に3回以上開催し、国の動向説明、制度の取扱等の協議を行い、福祉事務所の基本的な考え方の方針の統一を図っている。また、必要に応じて、随時、福祉事務所へは連絡を取り、必要な協議等を行っている。</p> <p>研修会については、生活保護制度の理解を深める内容と同時に、面接技術や対人業務の姿勢を確認する内容も行っている。内容の公表は考えていない。</p> |
| ⑩本庁・保護担当人員を増員すること。 | <p>限られた人員の中で、業務の推進に努めて参りたい。</p> |
| ⑪保護支給決定通知のソフト改善を要する自治体に対して、財政支援をすること。 | <p>各自治体からの要望としてはなく、財政支援は考えていない。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|--|
| ⑫新規申請時の一時扶助費を増額、またテレビを含めるようにすること。 | 一時扶助の基準については、国が設定したものであり、その範囲内で対応すべきと考えており、国に要請することは考えていない。 テレビの購入費についても、現在の基準の中でやりくりすることは認められているが、一時扶助の対象とするように要望することは考えていない。 |
| ⑬生活水準がほぼ変わらないのに、鳥取市より米子市、境港市の級地が低いのは問題であり、せめて現状の鳥取市水準まで級地を引き上げるよう国に求めること。 | 従来より市町村の均衡に配慮した級地区分の見直しについて国に要望しており、今年度も要望をしたところである。 |
| ⑭子どもがいる世帯の生活扶助基準を引き上げるよう国に求めること。 | 個別に国に要望することは考えていないが、生活保護基準については地方の実態を十分考慮するよう今年度も国に要望をしたところである。 |
| ⑮請求権が阻害されないよう、申請書を窓口置くこと。 | 申請書窓口設置等について確認し、希望者に配布できるよう対応を依頼しているが、まずは相談を行った上で生活保護制度を理解し、申請していただきたい。よって、各福祉事務所において、まずは来訪者の相談に応じ、生活保護制度のしくみについて理解いただき、迅速に他の福祉施策等の紹介をするなどの対応を行っている。 |
| ⑯自動車の使用・保有について、一層の緩和をすること。 | 自動車は資産であり、生活保護では日常生活の利便性の目的のみの保有は認められていない。 以前、国に対して、就労促進に有効であると認められる場合には、自動車の保有要件を緩和するよう要望し、平成20年度に自動車の処分指導を保留するなどの実施要領改正が行われ、平成25年度には処分保留の期間延長が可能となり、一定の緩和がなされていると考えている。 |
| ⑰就労支援を促進するため、自動車免許取得費用支給要件を緩和すること。 | 自動車免許を所持していない者の求職活動の範囲が極めて限られ、自立助長に長期の期間を要することから、県では平成20年から求職活動の段階から自動車免許費用の取得を認めるような要件の緩和を図るよう国に要望している。 |
| ⑱補聴器の支給要件を緩和すること。 | 補聴器は、治療の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない理由がある場合に認められることとなっており、医師の意見で、病状から補聴器が適当ということであれば、対応可能である。 補聴器は障害者自立支援法に基づく補装具であるため、まず、その制度の活用を検討していただきたい。 |
| ⑲「めがね」のように、コンタクトレンズ購入費も支給対象にすること。 | コンタクトレンズを含む治療材料は、治療の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない理由がある場合に認められることとなっており、医師の意見で、病状からコンタクトレンズが適当であれば、対応可能である。 |
| ⑳住宅扶助費の保証料は、保証人が身内の場合は支給されないが、保証人がだれであれ、保証料を支援すること。 | 生活保護の取扱いにおいて、平成27年4月から「保証人がいない場合」という制限はなくなっている。 |
| ㉑翌春、進学あるいは新卒就職のある世帯に対して、担当職員任せではなく、集团的に適切な対策を早めに講じること。（例：入学支援があるのに、制度が知らされず、入学金の支払期限に間に合わず、入学できなかったケースが | 中学生、高校生の進路決定については、子どもの健全育成や貧困の連鎖を防止、また、生活保護世帯受給世帯の自立の助長の観点から、本人や保護者の希望にできるだけ添うようにきめ細かく支援していくことが望まれるため、各実施機関へは組織的に取り組むように今後も働きかけていきたい。 |

| 要望項目 | 左 に 対 す る 対 応 方 針 等 |
|--|---|
| ある。) | |
| ②措置入所（尚寿苑・大平園等）している者が、年末年始やお盆に保護者宅等に寄宿するときの費用を支援すること。 | 大平園入所者が帰省する場合には、やりくりによって生じた本人の預貯金、小遣いに応じて、施設と相談しながら費用が渡されていると認識している。 渡される額については、目的や預貯金の状況に応じて個別に異なると思われる。 |
| 【教育】 （１）教育の「政治的中立」のあり方 | |
| ① 18歳選挙権を契機に主権者教育が積極的にとりくまれつつある。政治的教養を身につけることは、憲法でも保障されている内容であり、その実現は、一方的な考えを押し付けることはあってはならないが、教員や子どもたちが自由に発言し学ぶことが保障されてこそ、成し得るものである。「政治的中立」をたてに、政治が教育に介入し、教育の自由を奪うことがないようにすること。 | 県立高校では、政治・経済や地域社会への関心を高めるとともに、選挙の大切さを理解し、社会に参画する自覚を持った未来の主権者を育成することを目的として、学習指導要領に基づいて、政治的教養の教育に取り組んでいるところである。 また、教育基本法第14条の第2項には、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」とあるように、学校における政治的中立性の確保は厳格に行う必要がある。指導にあたっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が自らの判断で行動することができるよう、具体的かつ実践的な指導に取り組んでいく。 |
| ②平井知事が、平成28年6月9日の一般質問への答弁で、「教育公務員の特例法の18条におきましても政治的行為の禁止が定められている」と述べているが、正確には、「政治的行為の制限」であって、「禁止」ではない。答弁を訂正すること。 | 教育公務員特例法第18条の規定により、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、国家公務員の例によるとされ、国家公務員法第102条第1項から第3項において、禁じられている政治的行為について列挙されており、その主旨を説明したものである。 |
| （３）次期学習指導要領 | |
| 教育内容ではなく、教育目標の「育成すべき資質・能力」が中心とされ、上から「人材育成」を押し付けるものとなっていることは問題である。子どもたちの内からの発達成長を大切にすること。 | 次期学習指導要領の理念や目標については、新しい時代に必要となる資質や能力、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善等について、現在、議論されているところである。 平成28年8月1日に開かれた中央教育審議会教育課程企画特別部会で示された「審議まとめ（案）」によると、学校教育を通じて子どもたちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容、学び方の見通しを示す「学びの地図」としてふさわしいものになるよう、全ての教科等について、それらを学ぶことで身に付く資質・能力を明確化し、幼児教育から高等学校教育までを見通しながら、教育目標や教育内容として盛り込むとしている。 各学校は、この教育目標や教育内容に基づき、自校の子どもたちの実態に応じて教育活動を行っていくものであり、これからの時代に適切なものである。 県教育委員会としては、今後も、生徒の実態や課題等を十分に考慮しつつ、学習指導要領に示された理念や目標に基づいて教育活動に取り組んでいく。 |
| （４）部活動による勧誘 | |
| 以前、高校教諭が、高校の部活動勧誘のため、中学生自 | 中学時代における部活動での秀でた能力は、進路選択においては重要な観点の一つであり、部活動 |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|--|--|
| <p>宅に訪問していた。現在は、中学校経由で勧誘しているとのことだが、そうした行為は、高校入試の公平性に疑念を生じさせることになるため、やめること。</p> | <p>で成果を上げた中学生が、引き続き高校でもその部活動が続けたいと希望している場合には、部活動を含む高校のことをよく理解して進路を決定することが重要となる。そのために、高校と中学校で情報交換をし、その情報を生徒や保護者に提供することは適切な進路指導につながる大切なことだと考えており、その情報を生徒や保護者に提供することが、高校入試の公平性に疑念を生じさせることにつながるとは認識していない。</p> |
| <p>(5) 内申点・道徳の教科化</p> | |
| <p>教育基本法の改定で、新たに「教育の目標」が設定され、その中で、「態度の育成」が掲げられ、「態度」も数値による「学習評価」に含まれるようになった。更に、「道徳の教科化」によって、子どもの内面までもが評価の対象とされようとしている。これからは、高校入試にも関係する「内申点」にも反映されるしくみとなっている。「態度」や「内心」の評価は、評価する側の主観となり、大人に従う人間をつくることとなり、主体的に考える人間をつくることにつながらない。子どもは、失敗しながら成長するものであり、過去の態度が評価され高校入試に関係することは、子どもの成長する意欲を摘み取り、教育的ではない。「態度」や「道徳」を数値で評価しないこと。またその評価を高校入試には連動させないこと。</p> | <p>平成28年7月29日付28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」において、「道徳科」の評価については、「学習状況及び道徳性に係る成長の様子」という観点で、記述で表現することとされており、また、「道徳科」における「学習状況や道徳性に係る成長の様子」の把握については、調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすることとされている。</p> |
| <p>【原発】</p> | |
| <p>①中国電力は、現在行われている島根原発2号機の適合性審査の中で、福島原発事故後の対応であるにもかかわらず、施設の耐震重要度分類を、一部、従来よりランクを下げた提案をしていることは言語道断である。最低でもランクを下げた対応は認められないことを、中国電力に伝えること。</p> | <p>現在島根原子力発電所2号機に係る新規規制基準の適合性確認審査が行われている。</p> <p>5月26日の審査会合において、中国電力が安全対策工事の追加に伴う耐震重要度分類（※1）の変更の方針を説明し、原子力規制委員会から「耐震重要度分類の引き下げは、深層防護の第二層（事故への拡大防止）の安全設計の前提を崩すものであり、事故防止機能が従前と同等以上でなければ認められるわけにはいかないとのコメントがあったため、中国電力は審査会合の指摘を踏まえて見直しを行っているところ。引き続きその状況を確認するとともに、審査結果は専門家（原子力安全顧問）などの意見を踏まえて対応していく。</p> <p>従前から、安全協定に基づく中国電力からの事前報告に対する回答（平成25年12月17日）や、その後の国要望（※2）において、周辺地域への影響防止の観点からも安全を第一に厳格に審査すること、その内容や審査結果について鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと等を中国電力や国に強く求めてきており、これからはそういう姿勢で臨んでいく。</p> <p>※1 耐震重要度分類：施設の耐震設計上の重要度分類で、重要な順からS、B、Cクラスに区分 ※2 国要望</p> <p>H28年（6月17日、7月26日）、H27年（12月17日、7月13日、6月4日、3月19日）</p> |

| 要望項目 | 左 対 する 対 応 方 針 等 |
|--|--|
| <p>②島根原発1号機の廃炉計画は、青森県六ヶ所村の再処理工場の稼働延期によって、早くも予定が狂ってきている。使用済み核燃料の再処理で危険なプルトニウムの生産を前提としている廃炉計画の見直しを求めること。</p> | <p>日、2月10日、1月9日）、H26年（11月20日、7月28日、7月9日）、H25年（12月18日・19日）ほか</p> <p>国のエネルギー基本計画(※1)において、核燃料サイクルの推進を基本方針とされており、再処理施設は核燃料サイクルの要となる施設であることから、六ヶ所再処理工場(※2)の稼働を含めて使用済み核燃料の処分については、事業者任せだけでなく、国が前面に立ち責任をもって取り組む必要がある。</p> <p>現在六ヶ所再処理工場は、平成30年度上期に稼働すると聞いている。</p> <p>中国電力の廃止措置計画では、再処理工場の稼働が前提として、第1段階での汚染調査等の結果を踏まえ、第2段階の使用済み核燃料の搬出を含めて具体的な廃止措置の内容を再検討されると聞いており、再処理工場の稼働見込みに状況の変化があれば、安全協定に基づき県にも事前報告が行われる。廃止措置中の適切な使用済み核燃料及び新燃料の管理や処分については、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳格に審査するよう国に強く求めている(※3)。</p> <p>※1 エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）〔抜粋〕</p> <p>我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済み核燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としている。・・・利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を引き続き堅持する。これを実効性あるものとするため、プルトニウムの回収と利用バランスを十分に考慮しつつ、プルサーマルの推進等によりプルトニウムの適切な管理と利用を行う。</p> <p>※2 六ヶ所再処理工場は使用済み核燃料を再処理し、プルトニウム・ウランを回収し、燃料として再利用する施設。</p> <p>※3 国要望</p> <p>H28年6月17日、7月26日</p> |
| <p>【ゴミ・環境】 （1）産廃処分場</p> <p>環境管理事業センターの6自治会への事前説明が行われ、今後県手続き条例に入る計画であるが、6自治会のうち3自治会では一部反対の声があり、下泉では反対の意見が噴出したということである。これまで、計画通り進めなかった理由に、名水の里、住宅に近い場所への用地選定の経過への不信感や生活環境影響調査のずさんさ（住民のチェックによってわかった）にある。今回事前説明会に提出された概要版はあらたな計画、生活環境調査は前計画書等を踏まえたものであるが、ていねいな点検（時間を要する）が必要であることから、環境管理事業センターが県手続き</p> | <p>このたび環境管理事業センターが行った6自治会への説明は、条例手続に必要な事業計画とりまとめ作業の一環として行われたものである。</p> <p>今後、センターは事前説明の際の地元意見を踏まえ、事業計画を整えた上で条例手続を行う予定であり、県としては事業計画の提出があれば、その時点で鳥取県廃棄物審議会の審議も得ながら、丁寧な点検を行うこととしており、途中段階の詳細な資料提出を求めることは考えていない。</p> |

| 要望項目 | 左 に 対 す る 対 応 方 針 等 |
|---|--|
| <p>条例に入る前に、計画の概要版だけでなく詳細版の提出を するよう求めること。</p> | |
| <p>(2) 東部広域行政管理組合の可燃物処理施設</p> <p>①高効率発電を行うための120トンの大型炉2基の建設計画は、ごみ減量化に逆行する。さらに計画のストーカー方式は、焼却灰すべてを鳥取市伏野の環境クリーンセンターに埋め立てる予定であるが、県環境影響評価審査会での指摘もあるように、焼却灰には重金属類が含まれている。しかも東部広域の埋め立て場所は1か所であり、一極集中で悪影響を及ぼすことや、災害等による機能不全に陥った場合にスペアがないことなど、大変危険で脆弱な体制である。また、環境影響評価書では、隣接する工業団地の分割区画割りの見直しによる交通量の増加によって、騒音は環境基準を超えている。循環型社会形成の観点から、新規焼却施設の計画に反対すること。</p> <p>②未完成の環境影響評価書の最終版は、県環境影響評価審査会で再審議すること。</p> <p>③東部広域行政管理組合及び関係市町村に対し、ごみの減量化計画を提示するよう求めること。</p> | <p>新可燃物処理施設に係る環境影響評価書については、平成25年11月に環境影響評価条例に基づき修正の必要が認められない旨をすでに通知しており、その後、施設の処理方式決定に伴い平成27年11月に提出された変更届においては、焼却灰や騒音等を含む環境影響について審査会での意見聴取を経て、平成28年2月に受理通知を发出したところである。この受理通知において、変更届に記載された評価書最終版の報告を求めており、提出があった際は、県として内容を厳正に確認する予定としている。</p> <p>また、東部5市町は一般廃棄物の処理責任者として廃棄物処理法第6条の規定に基づき、東部広域行政管理組合とともに共通の一般廃棄物処理計画を平成27年3月に策定し、その中でごみの排出抑制の方策をすでに定めている。</p> <p>この度の新規焼却施設は、喫緊の課題となっている現有施設の早急な更新に合わせて、やむを得ず排出される可燃ゴミを適正に処理するための整備と認識している。</p> |
| <p>【若者支援】</p> | |
| <p>(1) ほぼすべての政党が政策に掲げている「給付制奨学金制度」を創設するよう国に求めること。</p> | <p>給付型奨学金の創設については、国において制度内容等について検討が進められており、本年7月末に国要望を行ったところである。</p> |
| <p>(2) 世界的に見ても異常に高い大学の学費を引き下げるため、公立・私立問わず、国が支援するよう求めること。</p> | <p>進学を希望する学生や保護者の負担が増加しないよう、特に国立大学について大学の基盤経費である運営費交付金の確保、充実を国に求めている。</p> |
| <p>【公共施設・美術館建設】</p> | |
| <p>(1) 美術館建設</p> | |
| <p>①施設規模や建築費案は、当初70億～100億円だったものが、60億～80億円の見直し案も示され、当初案そのものが検討不十分であったことを示している。県立美術館構想の発端は、県立博物館の老朽化と狭隘化であり、莫大な税金を使つての観光客誘致や「地方創生」が目的の施設整備ではなかったはずである。今後の県財政は、現存する公共施設の維持管理で経費も嵩むことが予測されてお</p> | <p>県立美術館については、現在、県民に整備の是非を判断していただくための資料として、基本的な方向性を取りまとめた構想づくりを検討委員会で進められているところである。</p> <p>その検討過程で施設規模や建築費等も示されているが、これは、県民に是非判断の参考にして貰うべく、一定の前提の下で試算した目安的な数値である。元々、整備内容を踏まえてきちんと算定した計画数値などではなく(建設場所さえ決まっていない現時点でそのような正確な数値を算定するのは不可能)、前提さえ変更すれば変更可能な試算値であった。</p> <p>この度は、県議会等から建築費等に対する財政的懸念も提起されたことから、検討委員会が削減可</p> |

| 要望項目 | 左 対 する 対 応 方 針 等 |
|---|---|
| り、県立美術館建設は中止すること。 | <p>能な下限として、多少前提を変更して見直し案を提示されたものであり、当初案の検討が不十分だったために見直されたものではない。</p> <p>美術館の基本構想を検討するにあたり、その検討の発端が博物館問題にあるからと言って、新設される美術館が持つべき目的や機能を制限してしまうのは適切ではなく、最新の動向を踏まえつつ県民ニーズに応じていくのに必要な機能等はきちんと備えた基本構想を検討すべきである。その意味で、美術館は基本的に社会教育施設であり、人づくりを目標とする施設であるが、観光集客や地域づくりに貢献することも必要であり、それら全てを包含する「地方創生」を目指すべきとされることに違和感はない。</p> <p>県財政は厳しい状況が続くが、引き続き、検討委員会において、県民からの支持が得られるような基本構想について検討を進めてまいりたい。</p> |
| ②博物館の管理運営を、民間丸投げのPFIで行うことが検討されているが、費用対効果で運営することは教育・研究施設にはなじまない。引き続き、直営で管理運営すること。 | <p>今年3月に策定された「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」に基づき、年間運営費が1億円以上かかっている博物館については、今後PPP/PFI手法活用の検討は行う必要がある。その際には費用効果だけでなく、施設の目的や機能、在り方等も踏まえつつ、当該手法を活用するかどうか検討することになる。</p> <p>ただ、PPP/PFI手法においても、行政側は民間事業者に色々と条件を提示し頻繁に指導や監督も行うので、決して丸投げにはならない。また、教育・研究施設も費用効果や効率性の向上には努めるべきであり、そうした施設だから画一的・短絡的に直営維持という事にはならない。</p> |
| (2) 公共施設管理計画 | |
| すべての県立施設について、PFIでの管理運営を検討することとしているが、費用対効果で運営することは教育・福祉関係施設にはなじまない。これらの施設は、直営または、現状の県関与の形態での管理運営を継続すること。 | <p>PPP/PFIは、公共と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものである。</p> <p>本県では、民間でできることは民間活力の導入を原則としており、教育・福祉施設を含め、特性や取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら、施設の目的・機能、県の関与の必要性、個別の法律による制約などを総合的に考慮してPPP/PFI手法の導入を検討することとしている。</p> |
| 【「婚活事業」について】 | |
| 県が支援している「婚活」事業「えんとりー」は、「男らしさ」、「女らしさ」を一方向的に強調し、この間、女性運動で苦勞して築いてきた、「男女差別」解消や、「ジェンダーフリー」を突き崩すものとなっており、深刻な内容である。そもそも、結婚や出産は、きわめて個人の人生に関わることであって、行政的に対応されるべきことではない。この間、「地方創生」の少子化対策として、「結婚して出産して子どもを増やして」という、行政的な「押し付け」の流れがあるが、あってはならないことである。同「婚活」事業の県の関与をやめること。 | <p>県としては、結婚するかどうかは個人の意思が尊重されるべきものと考えているが、結婚を希望されていても様々な理由により結婚することができない方がいることも認識しているところである。</p> <p>平成22年度に実施された、18歳から34歳までの未婚の方を対象とした国の調査では、9割弱の方がいずれは結婚したいと回答する中で、30歳代後半の方の内、男性が33.7%、女性が20.3%で未婚となっており、現在の少子化の大きな要素となっている。その理由としては、経済面や仕事と家庭の両立に不安があるという声と並んで、「出会いの機会がない」という声が多く寄せられている。</p> <p>県では平成20年度から結婚を応援する取組を実施し、昨年12月には結婚を望まれる方々の1対1のマッチングを支援する「えんとりー」を設置し、登録会員数も相当数あり、成婚の成果も出</p> |

| 要望項目 | 左 に 対 す る 対 応 方 針 等 | | | | | | | | | | |
|----------|---|--------|-----------------------|----------|-------------|----------|------|----------|-----|------|----|
| | <p data-bbox="875 209 2125 272"> できているところであり、今後も引続き、結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚へとつなげられるよう結婚応援の取組が必要であると考えている。 </p> <p data-bbox="920 317 1744 349"> 【参考】 えんトリーの登録等の状況【平成28年7月31日時点】 </p> <table border="1" data-bbox="987 352 1883 547"> <tbody> <tr> <td data-bbox="987 352 1272 389">本登録会員数</td> <td data-bbox="1272 352 1883 389">850名(うち男性541名、女性309名)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="987 389 1272 426">お引合せ申込者数</td> <td data-bbox="1272 389 1883 426">1,236名(延べ数)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="987 426 1272 462">お引合せ成立組数</td> <td data-bbox="1272 426 1883 462">236組</td> </tr> <tr> <td data-bbox="987 462 1272 499">カップル成立組数</td> <td data-bbox="1272 462 1883 499">86組</td> </tr> <tr> <td data-bbox="987 499 1272 547">成婚組数</td> <td data-bbox="1272 499 1883 547">3組</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="875 592 2125 732"> なお、平成28年2月に発行したえんトリー（とっとり出会いサポートセンター）を紹介するミニパンフレットについては、性別による偏った見方、表現であり、非常に不適切なものであったと考えており、再発防止策として、職員に対して男女共同参画の推進に関する研修を実施したところである。 </p> <p data-bbox="875 740 2125 804"> 今後とも、男女共同参画等への視点を十分に踏まえて事業が実施されるよう、県としても委託事業者に対して適切に助言・指導をしてまいりたい。 </p> | 本登録会員数 | 850名(うち男性541名、女性309名) | お引合せ申込者数 | 1,236名(延べ数) | お引合せ成立組数 | 236組 | カップル成立組数 | 86組 | 成婚組数 | 3組 |
| 本登録会員数 | 850名(うち男性541名、女性309名) | | | | | | | | | | |
| お引合せ申込者数 | 1,236名(延べ数) | | | | | | | | | | |
| お引合せ成立組数 | 236組 | | | | | | | | | | |
| カップル成立組数 | 86組 | | | | | | | | | | |
| 成婚組数 | 3組 | | | | | | | | | | |